

令和 2 年 5 月 27 日

保護者 様

大阪市教育委員会
こども青少年局
大阪市立天満中学校
校長 浅田 和義

令和 2 年 6 月 1 日からの学校園の再開について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和 2 年 5 月 31 日（日曜日）まで臨時休業期間の延長をお知らせしたところ
です。このたび、政府が大阪における「緊急事態宣言」の解除を行ったことを受け、幼児児
童生徒の感染予防の徹底を図るため行っておりました臨時休業を**令和 2 年 5 月 31 日（日曜
日）までとし、6 月 1 日（月曜日）から大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校を再開い
たします**

つきましては、学校園は再開いたしますが、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、
これまでの臨時休業中と同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握（健康観察表への記入
を含む）及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご
理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

また、6 月 1 日（月曜日）から 12 日（金曜日）までの分散登校の期間において、どうし
ても家庭でお子様の監護ができない場合や、お子様が一人で留守番ができない等の場合の
平日の居場所の確保等についても、これまでどおり実施します。しかしながら、当該期間は
下記のとおり全学年一斉の分散登校することとしており、教室では授業を行うため、教職員
や教室の確保が難しい場合が想定されますので、家庭等でのお子様の監護が可能な方はで
きる限り家庭等での監護にご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応については、日々状況が変化しているため、
変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願
い申し上げます。

記

1 臨時休業期間の終了と学校園の再開

- ・**臨時休業期間は、令和 2 年 5 月 31 日（日曜日）までとします。**
- ・**令和 2 年 6 月 1 日（月曜日）から学校園を再開します。**

2 学校園の再開後の授業等について

【6 月 1 日（月曜日）から 12 日（金曜日）まで】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1 学級を 2 つに分けた分散登校とします。
- ・中学校は授業時間をできる限り確保する観点から、午前、午後各 3 限の授業を行います。
- ・午前は授業終了後に、午後は授業開始前に、給食を提供します。なお、給食の内容は、

感染症予防対策により、中学校ではパンと牛乳のみとなりますが、持ち帰ることはできません。

- ・登校は、次の時間をお願いします（時間割については別紙参照）。

【 A：全学年の奇数クラス（1・3組） B：全学年の偶数クラス（2・4組）】

登校時間	6月1日	2日	3日	4日	5日	8日	9日	10日	11日	12日
下校時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8:10～8:25 12:00～12:10	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B
12:15～12:30 16:00～16:10	B	B	B	B	B	A	A	A	A	A

- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、授業を急遽中止することがあります。その場合、学校園のホームページ及び保護者メールでお知らせしますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・登校園に際しては、**必ずマスクを着用するようお願いいたします**。マスクの色・柄は問いません。なお、ご家庭でのマスクの準備においては、市販のマスクの確保が困難な場合は、手作りマスクの作成・使用についてもご協力ください。
- ・登校園に際しては、**お子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様を持たせてください**。学校園で健康観察表の確認をいたします。

【6月15日（月曜日）から】

- ・感染防止策を講じたうえで、通常の授業を実施する予定です。登校は、通常どおりお願いします。
- ・給食を実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、授業を急遽中止することがあります。その場合、学校園のホームページ及び保護者メールでお知らせしますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・引き続き、登校園に際しては、**必ずマスクを着用するようお願いいたします**。マスクの色・柄は問いません。なお、ご家庭でのマスクの準備においては、市販のマスクの確保が困難な場合は、手作りマスクの作成・使用についてもご協力ください。
- ・引き続き、登校園に際しては、**お子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様を持たせてください**。学校園で健康観察表の確認をいたします。

3 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- ・学校園が再開した後も、引き続きご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては「健康観察表」を使用し、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いいたします。また、登校園に際しては、必ずお子様を持たせるようにしてください。
- ・**お子様が、次の状況になった際は、学校園に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします**。登校園日・預かりへの参加はご遠慮ください。授業日ですが、子どもの安全を確保するため、欠席扱いとはなりません（出席停止）。

- ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いにより PCR 検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合
- ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- ③ お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- ④ お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合

具体的には、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が 37.5 度前後より高い状態)以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合

- ・授業中、居場所の確保・児童いきいき放課後事業・一時預かり事業中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようにお願いします。
- ・上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある。
- ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）。基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。

* 新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）

* 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

緊急事態宣言は解除されましたが、ご家庭の皆様で、感染防止の3つの基本対策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）等の「新しい生活様式」を実践いただく等、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石鹸で手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ替えてください。
- 換気を励行してください。
- ①密閉空間で換気ができない、②人が多く集まる、③近距離での会話や発声が行われる、の3つの条件が同時に重なる場所は避けましょう。